

Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

| | |
|--------------|---|
| Title | 一九一八年の中日軍事協定と兵器同盟について |
| Author(s) | 横山, 久幸 |
| Journal | 上智史學, (51) |
| Issue Date | 2006-11-30 |
| Type | 紀要/Departmental Bulletin Paper |
| Text Version | 出版者/Publisher |
| URL | http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/11115 |
| Rights | |

一九一八年の中日軍事協定と兵器同盟について

横山久幸

はじめに

戦前の日本において、中国との軍事同盟が構想されたのは、「帝国中華民国兵器同盟策」が最初である⁽¹⁾。この同盟策は、第一次世界大戦が勃発する直前の一九一四（大正三）年二月、当時、陸軍省兵器局長であつた筑紫熊七の名で外務省に中国問題に関する意見書として提出されたものである。その後、この対中構想は、対華二一ヶ条要求で国防・外交政策として取り上げられ、一九一八年に締結された「日支共同防敵軍事協定」へと引き継がれている。この日中軍事協定は、これまでの研究では主にシベリア出兵との関係から論じられている⁽²⁾。しかし、日本陸軍が行なつた中国向け武器輸出の観点からは、「帝国中華民国兵器同盟策」以来の懸案であつた中国との「兵器同盟」構想を具現することにあつたといえる。

日本の中国向け武器輸出は、日露戦争後に陸軍省肝いりで三井、大倉、高田による商社合同の「泰平組合」が設

立され本格的に開始された⁽³⁾。戦前における日本の軍需産業の多くは陸海軍の工廠が独占的に行なつており、日露戦争後の武器輸出は、陸軍工廠における戦時所要量を想定した平時生産能力の確保と職工技量の維持を目的として、中国市場でのシェアを拡大することにあつた。泰平組合の設立は、欧米による大資本を背景とした中国での売込み攻勢に対抗して、国内商社間の競争を排して売込み活動を一本化するためであつた。しかも、泰平組合に陸軍工廠製の武器を独占的に払い下げるこことによつて、武器輸出を管理する体制をつくり上げていつた。その後、一九一一年（明治四四）年に勃発した中国での辛亥革命の際には、武器援助⁽⁴⁾として外交政策的な性格を有して、大量の売込みに成功するが、欧米、特にドイツによる売込み活動の前に後退を余儀なくされた。一方、辛亥革命後の対中政策はイギリスとの協調路線をとり、米英仏独からなる四国借款團とともに改革を援助することになつたが、資本力に乏しい日本は中国への発言力を低下させていつた。これを打開する方策として提唱されたものが、前述の「帝国中華民国兵器同盟策」である。この兵器同盟の目的は、中国に対する軍事的影響力を確保することであり、具体的には、第一に中国軍の軍備を日本制式で統一し、第二に武器製造のための原材料を中国から得ることであつた。そして、究極的には欧米勢力の東漸、特に、ロシアに対抗するための日中同盟を軸とした「東洋平和の覇權」、すなわち東アジア安全保障体制の確立を目指していた。この兵器同盟構想は、その後に勃発した第一次世界大戦を中國問題解決の好機ととらえて中国に迫つた對華二一ヶ条要求の第五号の四に盛り込まれた。しかし、その交渉過程で中国側の拒否にあつて兵器同盟は挫折している。それでも、この兵器同盟構想は、その後の陸軍による武器輸出政策の根幹をなし、日中間の懸案として生き続けることになつた。

本研究では、第一に、第一次世界大戦への中国の参戦問題をめぐる援段政策の下で行なわれた武器援助が陸軍の

提唱する兵器同盟構想とどのような関係にあつたのかを検証する。第二に、日中軍事協定が陸軍の懸案であつた中國との兵器同盟の締結にあつたことを指摘し、それでも交渉過程で、この同盟構想がシベリア出兵とのかかわり合いによつて挫折していくことを論じる。そして、第三に、兵器同盟構想が挫折したにもかかわらず、この軍事協定が援段政策による武器援助に対して外交的根拠を与えるものであつたがゆえに、協定後の武器援助が兵器同盟の実現を期待させるものであつたことに言及する。

一 中国の参戦問題をめぐる援段政策と武器輸出

第一次世界大戦が勃発した直後の日本の武器輸出は、連合国側によつて「東洋の兵器廠」と期待され、中でもロシアへの援助がその多くを占めた⁽⁵⁾。このため、中国向けの武器輸出はほとんど行なわれることはなかつた。しかし、大戦末期の中国における南北抗争の幕開けとともに、一九一六（大正五）年に成立した寺内（正毅）内閣の下で大規模な武器援助と日中軍事協定の締結という、いわば「車の両輪」によつて、対華二一ヶ条要求以来の兵器同盟の実現に向けて動き出すことになる。

中国では袁世凱の死後、第一次世界大戦への参戦を巡る混乱、張勲による復辟運動の失敗などを経て、一九一七（大正六）年七月に参戦支持派の段祺瑞（北洋軍閥）を總理とする北京政府が誕生した。これに對して、参戦に異を唱える南方の革命派は、九月に孫文を大元帥とする中華民国軍政府を廣東に樹立し、中国は南北分裂の時代に入つた⁽⁶⁾。内乱の様相を呈した中国の混乱に對して、寺内内閣は段祺瑞政権を正統性ある政府として認め、積極的な援助を行なうことを決定した。この段政権援助政策（援段政策）は、「極東ノ平和保持ニ眷タル帝國ノ地位ニ顧ミ

「當然ノ政策」であり、寺内内閣は段政権による中国の統一を期し、この機に中国問題の解決を図ろうとした。北京政府への武器援助に関しては、「利害ヲ稽へ機宜ヲ計リ支那政府ノ希望ニ對シテ友好的考量ヲ加フ」るが、「南方派ノ要望スル借款及軍需品ノ供給ニ關シテハ帝國政府ハ之ヲ斡旋ヲ拒絕スヘク又何等之ニ獎勵又ハ後援ヲ與フヘカラス」という⁽⁷⁾、徹底した北方派援助政策であつた。

段は政権を掌握すると直ちに陸軍次長を通じ、在中国日本公使館付陸軍武官の斎藤季治郎少将に武器購入の斡旋を依頼してきた。その内容は、速射山砲一二〇門、速射野砲六〇門、一六珊白砲（或いは榴弾砲）六〇門、三八式歩兵銃二万挺の商談を泰平組合と行なうために、日本政府の承諾を求めたものであつた。斎藤はこの件を上原勇作参謀総長に電報で伝える際、林権助特命全權公使もまた、北京政府の要望に応えることは、「将来支那ノ兵器ヲ統一シ且之ヲ日本ヨリ供給セントスル我兵器政策実行ノ端緒トモ認ムヘキモノ」であり、対中政策になんら支障がなく、むしろ、中国の安定を図るものであるとして同意していることを添えて、早々に承諾を与えるよう具申した。⁽⁸⁾

これをうけて、一〇月に本野一郎外務大臣は林に対し、日本から供給される武器が国内政争に利用され、「南方人民ノ用ニ供セサルコト」を条件として北京政府の要望に応じると訓令した。しかも、林には、「日支兵器聯絡ハ帝國政府年來ノ宿望ナルヲ以テ此目的ヲ達成セムカ為帝國政府ハ今後ト雖支那政府ノ希望ニ依リ成ルヘク兵器ヲ供給スルニ努ムヘキ覺悟」であることを含みおくよう申し添えた。⁽⁹⁾

日本政府が「南方人民ノ用ニ供セサルコト」を武器輸出の条件としたのは、先に北京政府と南方派との間に軍隊による小競り合いが起き、段政権がこれを武力鎮圧するために早急な武器援助を要望し、その用途に不安を抱いたからにほかならなかつた。そこで、日本政府は、正式な申し出とともに武器の用途を明示するよう求めたが、北京

政府は部内での処理が煩雑になり漏洩するおそれがあるとして、その用途を単に「旧式軍隊整理ノ為」とだけ答え、公式の手続きを踏むことも、軍隊整理の詳細を明らかにすることにも難色を示した。なお、この時に非公式ながら段総理の承認を得たものとして、八月一七日に陸軍次長徐樹錚が書面をもつて購入を希望した兵器は、三八式歩兵銃銃剣共四万挺、同弾薬八〇〇万個、三八式三脚架機関銃一二〇挺、同弾薬六〇〇万個、四五式砲身捻座式山砲一二〇門、同榴霰弾七万二〇〇〇個、同榴弾一万二〇〇〇個、四五式砲身後座式野砲一二〇門、同榴霰弾七万二〇〇〇個、一五「サンチ」榴弾砲八門、同弾薬四八〇〇個、一一「サンチ」榴弾砲一二門、同弾薬七二〇〇個であり、当初の要望をはるかに凌ぐものであった。⁽¹⁰⁾ これは、交渉の過程で日本の援段政策が明らかとなり、北京政府側が兵器購入代金を借款で支払うことが可能であると判断したためと考えられる。

この武器援助が「南方人民ノ用ニ供セサルコト」を条件としていたとはい、日本政府はこの確約を北京政府から取り付けてはいない。この条件を盛り込んだ理由は、むしろ参謀本部が武器援助の方針を先に決定していたために、政府内での詮議を進める上で、その理由を明らかにする必要があつたからであつた。⁽¹¹⁾ それでは参謀本部の武器援助の意図は何処にあつたのか。参謀次長の田中義一中将は、斎藤に対して一〇月五日付電報で武器援助を決定した真意を次のように伝えた。⁽¹²⁾ すなわち、武器援助は、直に南方派を制圧するために供給するものではないが、その使用を監視するつもりもない。歐州大戦の勃発によつて連合国側から援助を期待されているこの時期に、あえてその要求を排してまで北京政府の要請に応じる意図は、武器援助をもつて「日支兵器統一」の端緒を開き、「日支協同ノ実ヲ挙ケ」ことにある。さらに付け加えれば、「兵器廠問題及鉱山問題ヲモ好都合ニ進捗セシメタキ希望ヲ有スル」ためであつた。そして、田中は、この希望事項を武器援助の交渉条件とするか否かについて、林公使およ

び大總統府軍事研究員の坂西利八郎少将と熟議するよう指示した。しかし、斎藤はこれを交渉の条件とはしなかつた⁽¹³⁾。また、田中は、今後の推移によつては武器援助の追加支援が可能であることを示唆したうえで、北京政府がアメリカから武器を購入する動きを懸念し、もし、「日支協力提携ノ誠意」⁽¹⁴⁾がなく、単なる武器輸入の要請であれば、武器の援助だけではなく、借款も拒絶することになるとの強い姿勢を示した。

寺内内閣の援段政策の決定をうけた武器輸出政策は、北京政府が武器援助の要請を打診した際の林公使の意見や田中の意図に見られるように、一九一四（大正三）年に外務省に提出された「帝国中華民国兵器同盟策」に始まり、対華二一ヶ条要求第五号の兵器同盟の流れをくむ日中提携論であつたといえる。その方策とは、日本制式による中国軍の兵器統一であり、兵器製造のための原材料の確保を含む日中の兵器生産機能の共通化・統合化とその支配にあつた。そして、その目的とするところは、中国への軍事的影響力の拡大であり、中国との攻守同盟による東洋平和の霸權の確立であつた⁽¹⁴⁾。しかし、対華二一ヶ条要求と比較すれば、援段政策による武器援助が北京政府側からの一要請であつたにもかかわらず、援助の見返りとしての要求が明らかに後退している。この援助政策を「日支兵器統一ノ端緒」と位置付けたために、田中が意図した兵器同盟のもう一つの柱である「兵器廠問題及鉱山問題」の要求をあえて交渉の条件としなかつた。しかも、「南方人民ノ用ニ供セサルコト」とした条件も、南方鎮圧用に「直ニ」使用されることを忌避しただけで、段政権による武力統一を将来においても否定したわけではなかつた。

こうした柔軟姿勢をとつた背景には、先の対華二一ヶ条要求第五号に対しても強硬に反対したのが、この当時、中國陸軍部の総長職にあつたことからすれば当然ともいえるが、何よりも、大戦後の欧米諸国の中國進出を睨んで、その前に日中提携を進めて優位に立とうする思惑があつた。

田中は、一九一七（大正六）年五月に中国視察の途についている。その目的は、袁世凱死後の中国政局を視察し、出先軍憲との調整を図り、中国の要路にある人物と接触して、中国の政局に関して意見を交換することであった。田中は、復辟運動を思い止まらせるために張勲と会談した際、歐州諸国が「此ノ大戦乱ニテ受ケタル深瘡ハ終結後ト雖モ、到底短時日ノ回復スヘカラサル」との見通しを示し、「蹶起奮迅シテ彼等トキツコーシコノ不敗ノ存立ヲ保持セント欲セハ、今日ハ所謂千載一隅ノ時機」であり、「日支両國カ互ニ誠意ヲ以テ提携協力シ、東亜自活ノ策ヲ確立スルノ最モ急務」であると説き、「荏苒今好機ヲ逸センカ、将来列強力戦争ニ依リテ受ケタル瘡痍ヲ回復セシ時ハ、必ス大挙シテ東方ニ殺到シ来ル日アルヘシ」と警告した。⁽¹⁵⁾一方、田中は、副總統である馮国璋と会談した際には、主要な人物と協議して国家の結合を図り、強固な内閣を組織するよう動くべきであり、もし、「統一ヲ破り乱ヲ謀ル者アラバ之レ國家ノ公敵ナリ、容赦ナク之ヲ処分」しなければならないと説得した。⁽¹⁶⁾また、その後も田中は、馮と中国統一に関して意見を交換している。田中は、各督軍割拠による中国政局の混乱に際して、「過日米国は貴国に警告を与うべく、列国の協同を申込まれるも、日本は貴国の体面を傷くるを好まず右提議に反対せり。将来といえども米国は進んで此の如き提議をなすことあるべく、而かも此の如く混乱状態を継続するにおいては……、日本独り不干涉主義の下に列国を制せんとするも、大勢如何ともすべからざるに至るやも測られず」と忠告した。そして、欧米、特にアメリカによる中國内政への干渉が懸念されることも付け加えた。⁽¹⁷⁾その後、張による復辟運動が失敗に帰すと、参戦派の段政権の下で馮が大總統代理に就いている。この視察旅行で田中は段と直接会談をしていないようであるが、中国政局の混乱が当面、ほぼ思惑通りに終息に向かっていると見て、田中は自らの対中構想にそつて武器援助を決定したといえる。

日本政府の武器援助の方針をうけて、一月五日から泰平組合と陸軍次長徐樹錚との間で兵器の価格および交付時期などについて交渉が開始された。しかし、この前後において英米の妨害、特にアメリカの策動によつて段の總理辞任があり、武器売買の契約交渉は遅延していた。その後、陸軍總長に段派の段芝貴が就き、馮總統の懇請によつて段自身は參戰事務督弁に就任し、一二月三一日に泰平組合と段芝貴との間に兵器供給契約の調印が行なわれた⁽¹⁸⁾。この契約に伴う払下価格は、第一回目が一〇六三万円（北京政府支払約三割増）、第二回目が約二〇〇万円（同）、合計約一三〇〇万円で、支払総額は約一七〇〇万円であった。支払方法は成約後一週間以内に一五〇万円を現金で支払い、残りは北京政府発行の国庫證券をもつて当てることとされた。この證券は、日本の大蔵省が泰平組合から買い上げることになつてゐたので、事實上は日本の対中国兵器借款ということになる⁽¹⁹⁾。

二 日中軍事協定の締結と兵器同盟の挫折

1 日中軍事協定締結の意図

段政権との武器援助交渉が進められる一方で、日中間の軍事協定締結に向けた動きが具体化していった。一九一七年一一月に陸軍特別大演習が行なわれた際、田中は、坂西の案内で參觀のために来日した中國陸軍部の斬雲鵬等に対し、日中間の軍事協定を締結することがきわめて重要であることを説いた⁽²⁰⁾。この時期の東アジアの情勢は、ロシア革命の影響をうけて、シベリアにおけるドイツ・オーストリア勢力の活動が懸念されるようになつていた。すなわち、同年一一月、ロシアではレーニンによる一〇月革命が成功し、一二月一五日になると、ドイツと単独休戦条約を締結することになる。一方、極東においてはロシアの二月革命以降自治権をめぐつて混乱が続き、共産主義

革命に呼応した過激派分子が各地で労兵会を組織していた。そして、一〇月革命以降は各地の労兵会が極東連合労兵会としてまとまり、逐次、その勢力を拡大して、翌年の三月には全シベリアを掌握するまでになる。しかも、北満州においては過激派の暴動によつてハルビンの治安が悪化し、一二月下旬には中国軍が出動して鎮圧に当ることになる⁽²¹⁾。

極東のこのような情勢不安をうけて、田中は、「日、支軍事協同問題ヲ實現セシムル絶好ノ機会を與ヘタル」と判断し、手始めに、日中間の情報交換と辺境各地（庫倫、売買城、伊犁、迪化、阿爾泰、喀什葛爾）における共同諜報機関の設置に関する合意を一九一八（大正七）年一月に取り付けた。つづいて、翌月に總統府顧問の青木宣純中将、斎藤および坂西に対して軍事協約に関する次のような大綱腹案を示し、林公使を通じて中国側と折衝を開始するよう指示した⁽²²⁾。

- 一、獨、壇勢力ノ東漸ニ對シ協同自衛ノ爲日、支軍事協定ヲ締結スルコト
- 二、軍事上ノ具體的實施方案ハ兩國軍事代表者ヲシテ協定セシムルコト
- 三、支那政府ノ希望アルニ於テハ支那軍隊ニ要スル兵器及軍需品ハ日本ヨリ供給シ之カ製作ニ要スル諸原料ハ支那ヨリ提供スルコト

この大綱腹案の最大の眼目は、援段政策によつて武器援助がすでに実施されていることを考え合わせた場合、第三項の中国への武器援助とその見返りとしての製造原料の入手にあつたといえる。第一項は軍事協定の目的、すな

わち共通の脅威認識を示したものであり、第二項は締結交渉の手順を指示しただけである。なお、その後の交渉は、大綱腹案の第二項に沿つて進められることになる。しかし、第三項は締結すべき協定の内容に触れており、昨年の一〇月に田中が斎藤に伝えた対中武器援助の意図に通じるものがある。

そもそも、日本陸軍はドイツ、オーストリアの東漸に対して中国軍と協同作戦を採り得るとは見ていなかつた。

『西伯利出兵史』では、中国軍の状況について、「大正六年南北分立以後ハ武力萬能ノ觀念益強ク諸將ハ古來ノ因習ヲ踏襲シ競フテ手兵ヲ増加シ以テ自家權勢伸長ノ爪牙ト爲シ大ニ軍隊ノ移動、改編及改稱等ヲ行ヒ七年二月ニ於テハ其全兵六十九師ヲ算スル」までになつてゐるが、財政の欠乏、中央統制の失墜と相まって混乱の極限にある。膨大な規模の軍隊を擁していくても、兵の素質が劣悪で装備も欠陥が多く、しかも訓練が元々不十分であり、国防や國內治安の保障とはなり得えない。そして、「到底列國軍ト比肩シ協同作戦ニ任スル價值ヲ有セス」と評している。⁽²³⁾

中国軍に対するこうした認識は、日中軍事協定締結の交渉に当るために委員として派遣された参謀本部第一部長の宇垣一成少将も同様であつた。宇垣は当時の日記に、中国の現状が「軍隊の如きも全く個人用のものにして前記慾望（政治家の仕事は自己の地位の保持と聚財と豪奢を貪ること）の達成に利用するに過ぎぬ。四百余州今や対外敵用国防たるべき国家の軍隊は一隊も存せずと謂つべき」（括弧内、筆者）状況にあり、日中軍事協定「成立の暁には日本は支那をして是非国防用の軍隊を建設せしめねばならぬ」と記している。⁽²⁴⁾宇垣の観察は、中国には対外戦を戦う意志と能力を有した軍隊が存在していないとの評価を下したものであり、陸軍は、軍事同盟を締結する実体が中国には存在していないと見ていたといえよう。

日中軍事協定を結ぼうとした田中の真意は、ロシア革命によるシベリアの混乱が満州へ波及することが取り沙汰

された時期をとらえて、対華二一ヶ条要求以来の懸案であつた兵器同盟を締結することにあつた。⁽²⁵⁾ その狙いは、田中が張勲に語つたように、列強が戦争の痛手から回復し、「必ス大挙シテ東方ニ殺到シ来ル日」に対する備えであった。田中には、「列強ノ迫害ヲ受ケ其ノ強暴ニ対シ常ニ苦痛ヲ感シツツアリシ東亞諸国」にとつて、欧米諸国が大戦に忙殺されてゐる間に、「彼等トキッコーシコノ不敗ノ存立ヲ保持」するためには、今こそ、「千載一隅ノ時機」であり、「日本カ支那ト共同提携スルノ実ニ東亞救亡ノ唯一ノ政策タル」との想いがあつた。⁽²⁶⁾ この田中の想いには、近代国家に生まれ変わることによつて、植民地化から免れて、アジアにおいて唯一欧米列強に伍しえる国家になつた日本の使命感と欧米に対する抜き難い警戒心を読み取ることができる。この心理は、大戦後には白色人種が相結んでアジアに立ち向かつてくるようになる、いわゆる「西力東漸」に備えて、有色人種でわずかに独立している日中両民族の提携を強調した元老山県有朋の考えと相通じるものがある。⁽²⁷⁾

この日中提携の方法が田中の示した大綱腹案の第三項、「兵器及軍需品ハ日本ヨリ供給」し、武器「製作ニ要スル諸原料ハ支那ヨリ提供」することであり、その目的は、宇垣がいうところの「兵器弾薬の供給を豊富にして自然に我制式に一致を図り、応聘武官を派遣して訓練教育上に根底を作りて戦闘形式を我に一致せしめ、多数の武学生を我に収容して我薰化援助の下に彼等に適位を得せしめ、威力の運用に於て日本を無視し能はざらしむることであつた。⁽²⁸⁾ 宇垣は、あくまでも日中提携を上下関係として律することによつて、「支那と共に東亞の大局極東の安寧を維持」することができると考えていた。宇垣のこのような考えは、中国が日本の援助によつて多少なりとも今以上に国力を増進すれば、「尊大自負の国民特性として必ず日本に反抗の態度に出づ」ることは説明をするまでもなく、これに圧力をかければ、「事大思想の本性を現はして他の勢力を見て之れに阿附して背後に他力を誘致して日

本に抗争して東亜の大局を破壊する態度に出づべきは、恩誼とか同文同種とか云ふ情義は利害の前には全く光輝なき国民性の常として必然なり」という認識に基づくものであつた。⁽²⁹⁾

2 兵器同盟の挫折

宇垣が抱いたような中国の国民性に対する不信感、それゆえに日中提携を上下関係として捉えようとする日本の中國觀が日本に野心があるとの疑いを中国にもたせ、中国のこのような猜疑心が日本をして中国の国民性が事大主義、功利主義と映じ、日中の相互不信を增長するという悪循環を繰り返す結果となつた。日中軍事協定の交渉もまた、この相互不信が最大の障害となつた。

日中軍事協定締結までの交渉に関しては優れた多くの先行研究があり⁽³⁰⁾、本稿ではその経緯には言及しない。田中が構想した日中軍事協定の真の狙いは、第一に、日本制式による中国軍の「兵器統一」であり、第二に、これの見返りとしての中国からの武器の「製造原料の確保」であった。このため、田中にとつては協定に永続性を盛り込むことが最大の懸案であり、この協定を足掛かりとして、いかに兵器同盟を恒久的なものにするかにあつたはずである。田中はまず、協定の成立を容易にするため、その狙いが兵器同盟にあることを悟られないよう、大綱腹案第三項の兵器同盟を第二項の軍事当局の協議に移すことに関して坂西に意見を求めた。坂西は、中国側の考えが国内事情から協約の形式をとらずに提携の実を擧げることにあり、第三項は第二項に含ませることも一法である。「強いて正式の手続きを履もうとすれば、二十一カ条騒動の二の舞を演じかねぬと推測する」と述べた。そして、第二項に沿つて両国の軍事当局による協議を先行させるよう具申した。⁽³¹⁾ 協約の形式については、中国側の選択に一任する

ことになり、中国側は最初に軍事上の諸要件を協定し、その後に外交上の協約を締結することを要求した。次に、田中は、日本軍が軍事行動終了後も中国国内に駐屯し続けるという日本の野心に対する中国側の危惧に対し^{〔32〕}て、「若シ支那側ニ於テ希望スルナラハ協約文中ニ作戦上ノ必要消滅セハ支那領土内ノ日本軍ハ一律撤退スヘキ件ヲ明記スルモ差支ナシ」とし、「要ハ彼我互ニ猜疑ノ念ヲ去リテ誠意協同ノ實ヲ擧クルコト兩國ノ自衛上極メテ必要ナリ」と応じた^{〔33〕}。このため、日本側が提示した「日支陸軍軍事協約案」第五条では、「支那共和國領土内ニ日本帝國陸軍ハ軍事行動終了セハ速ニ之ヲ撤去ス」と明記している。田中のこの妥協が日中間の「猜疑ノ念ヲ去リテ誠意協同ノ實ヲ擧クルコト」であつたとしても、日本軍の駐留の目的を「獨、撲勢力ノ東漸ニ對シ自衛的國防ヲ完ウスル」とした以上、大戦の終結とともに、必然的に軍事協定の有効性が疑問視されることは目に見えている。この観点からすれば、田中は軍事協定による中国への駐留という手段によつて軍事的影響力を確保しようとしたのではなく、あくまでも大綱腹案第三項にあつた兵器同盟によつて確保しようとしていたといえる。

一方、中国側にはどのような意図があつたのか。坂西が田中の意をうけて予備交渉を行なつた際、馮は「參戰當初十万の兵を充てる心算であつたが、奈何せん南北争鬭のため現在の軍隊からこれをとることが出来ない」こと、「仏國の出兵勧告に応じ、これに四万の兵を準備せんとしたが、その所要経費を得る途がない」状態であること、しかし、ロシアの情況悪化によつて日本と協同動作をとらざるをえない事態であるとして、日中軍事協定に同意を示し、暗に日本からの軍事借款による新軍隊の編成を要求しているようであつた^{〔34〕}。また、段は、ドイツの東漸に対して所要戦力の準備が喫緊の要務ではあるが、新式軍隊の整備には訓練期間が必要であり、すでに手遅れの感がある。しかし、日本が熱心かつ好意的であるこの際、中国も誠意を披瀝して極東の防衛にあたるために財政や戦力の

不足分を日本の同情ある援助に求め、「国家の体面と国憲の維持とに努める真意を知らさねばならぬ。日本が本問題を利用して野心を逞しくする様なことは万あるまい。却つて杞憂を抱いて因循退要する場合にこそ憂慮は大なるものと思われる」と言い、「多年の勘案である日支親善提携を実現する絶好の機会だと信じる」とまで言い切つた。⁽³⁵⁾ 段が日中提携を「多年の懸案」と思つていたかどうかは疑問があるところではあるが、國權の維持を前提として、日本の援助によつて中国軍の充実を図る意図があつたは確であろう。

日本は軍事当局者による協議のため、在中国陸軍武官の斎藤を委員長として、委員には、參謀本部第一部長の宇垣、部員の本庄繁中佐ほか二名を指名し、委員は三月二一日に北京に到着した。この時、日本側委員はすでに「日支陸軍軍事協約案」を携行していた。⁽³⁶⁾ しかし、田中の兵器同盟の思想は、交渉過程の中で中国側によつて巧妙に回避されることになる。この軍事協約の方針を示した「協約起案ノ主義」の第一項には、「平素ヨリ兩國陸軍軍事ノ協調ヲ圖ルヘキ主義ヲ取ルコトニ勉ム」とし、平時からの協力関係を確立することを主眼に交渉に臨むよう記してある。また、「日、支陸軍軍事協約案」の第六条には、「日、支兩國陸軍官憲ハ協同動作ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲行動開始ニ當リ若クハ其必要ヲ豫期シタル場合ニ於テ左記事項ヲ實施スルモノトス」とし、その第三項に、「日本帝國ハ支那共和國ニ對シ要スレハ兵器其他ノ軍需品ヲ供給シ又支那共和國ハ日本帝國ニ對シ兵器其他ノ軍需品ニ要スル原料ヲ供給ス」、「右物量ノ所要數量授受期日及其他ハ兩國各當事者ニ於テ相互適時ニ通告シテ補給ニ支障ナカラシムルコトニ勉ムヘキモノトス」と規定している。⁽³⁷⁾ この第三項の前段は、先に田中が大綱腹案で示した第三項そのままであり、ここに田中の意図が忠実の反映されている。しかし、後段の部分は、シベリア出兵時の作戦行動を多分に意識していたとも言えようが、それ以上に、「協約起案ノ主義」の第三項で、「一方ノ體面及自尊心ヲ害ス

ルコトヲ避ケンカ爲協約ハ勉メテ對等的且雙務的ナラシム」とした配慮から、中国の猜疑心を緩和するために追加した文言であったのではないかと思われる。つづけて、第六条第四項で「相互採長補短以テ有利ニ軍事行動ヲ律スル爲要スレハ一方ハ統帥補給其他ノ軍事技術等ニ關スル専門家ヲ差遣シテ他方ノ軍事ヲ帮助ス」としている。⁽³⁸⁾ ここでいう「一方」とは、日本を指していると思われ、前述した宇垣の考えに即せば、「應聘武官を派遣して訓練教育上に根底を作りて戦闘形式を我に一致せしめ」ることにあたる。すなわち、武器援助だけでなく教育訓練を通じて運用の面でも統一を図ることによつて、中国に対する軍事的影響力を確保しようとしたものといえる。そして、第九条で「日、支兩國陸軍官憲ハ前記諸條ノ目的ヲ確實ニ達成スル爲平素ヨリ和衷協同シテ用兵ノ計畫並軍隊ノ編成ニ遺憾ナキヲ期シ随互ニ帮助スルモノトス」として、「協約起案ノ主義」第一項にある平時からの協調関係を条文化している。しかし、「隨互ニ帮助」とは言いつつも、協力関係の実体が「日本の帮助」にあることは宇垣の考え方からも明らかである。この協約案は、統帥事項に関する事項を削除して、三月二三日に未定稿として中国側委員に手交された。⁽³⁹⁾

日本側委員長の斎藤は、中国側委員が審議の際に、第一次世界大戦終了後にも軍事協定の継続を可能とする協約案第八条を問題にしたことと田中に伝えていた。第八条とは、「軍事行動ノ進捗若クハ將來ニ於ケル宇内ノ大勢殊ニ東亞形勢ノ變化ニ伴ヒ取ルヘキ方針措置ハ事件ノ輕重ニ應シテ日、支兩國最高陸軍官憲ハ其他ノ諸機關ニ於テ協定ス」とした条文であり、中国側は、「此協約ヲ以テ直ニ永久的攻守同盟ノ基礎トナスハ過早ニシテ且何トナク不安ナルモノト認メ」という雰囲気で、大多数がこの協約を日中提携の端緒として将来の情勢によつて、漸次、提携を拡大できる余地を残す程度に止めるべきとの意見であった。⁽⁴⁰⁾ そして、中国側は、大戦後の軍事協定継続を

意図した第八条と、「日本の帮助」によつて平時の編成装備と作戦計画立案に介入することを可能とする第九条を削除した対案を四月一日に日本側に渡した。

日本側委員は第八条に関し、これを協約に取り上げることは中国側の猜疑心を増長する恐れがあり、実際上の問題として削除しても支障がないとの判断から要求をうけ入れた。また、第九条については、中国側委員間において物議を醸す恐れがあるため、修正案第一二条のなかに、「直ニ共同防敵ノ準備トナシ其直接作戦ニ関スル事項ハ適当ノ時機ヲ待チ両国政府知照シ相互承認ノ上之ヲ施行ス」として、多少「日本の帮助」の意を含めることとした。また、協約案であらかじめ削除して手交した第二条要目の統帥事項と事前準備に関する第九条については、別途に協定を結ぶことを考えた⁽⁴⁾。

結局、最初に中国に手交した協約案と中国側が国務会議を通過させた日本側の修正案について、兵器同盟に関する事項を比較すると、次のようになる。まず、前述した協約案第六条三項（第三条の統帥事項をあらかじめ削除して渡しているため手交した協約案では第五条三項）の兵器、その他の軍需品の日本からの供給と製造原料の中国からの提供は、修正案では第八条第三項とし、その前文から協約案の「其必要ヲ予期シタル場合」とした作戦準備間の協力を削除したうえで、「軍備ノ充実ヲ計ランカ為両国ノ兵器及軍需品並製造原料ハ相互供給ノ途ヲ計ル其方法及数量ニ至リテハ各其自國ノ需要ヲ害セサル範囲ニ於テ他方作戦ニ支障ヲ与ヘサル如ク為シ得ル限りノ努力ヲ以テ補助ス」とした。この修正文は双務的文言になつてゐるが、中国が日本に武器を供給する、あるいは日本が中国に製造原料を提供するという事態は起こりえず、中国側の体面を保つための表現といえる。むしろ、注目すべき個所は、その要領を記した後段部分であり、「作戦ニ支障ヲ与ヘサル如ク」であつても、あくまで「自國ノ需要ヲ害セ

サル」範囲において可能な限り努力するとしたことである⁽⁴²⁾。協約案が「補給ニ支障ナカラシムニ努ムヘキ」としたのとは懸隔の差があり、田中が日中軍事協定締結の真の狙いとして大綱腹案第三項に示した兵器同盟、特に中国から製造原料を確保することを実質的に放棄したことになる。続く第四項では、軍事行動における相互補完を確保するための運用及び補給等の要領に関し、「一方」が「他方」を帮助するとした協約案を、軍事行動を共にする場合には、「相互ノ便利ノ為メ軍事技術員ニ関シテハ彼我互ニ補助シ以テ実戦ニ適応スルヲ努ム」と修正した。この修正も双務的な文言とし、「帮助」を「補助」に言い換えて緩やかな協力関係として、しかも、目的を「帮助」から「実戦ニ適応スルヲ努ム」としている。これは宇垣の「戦闘形式を我に一致せしめ」ことによつて軍事的影響力を確保しようとした狙いが空文化したといえる。なお、前述したように第八条と第九条は削除されている。

この修正案に関して、斎藤は四月四日に田中を通じて政府の意向をうかがうとともに、その後の指示を仰いでいる。この際、特に第八条と第九条の削除を承諾したことに関し、「要ハ大キク彼ヲ抱容スルノ端緒ヲ茲ニ開クノ意義ニ於テ協約有効期間ハ戦争終了迄トシ仕事ヲ軍事行動開始前ニ為シ得ル程度ニ止ムルヲ至当ト認ム」と述べ、その字句にこだわるよりも、日中間でともかく軍事協定を締結することを優先すべきであると具申している⁽⁴³⁾。斎藤は、この交渉で明らかにシベリア出兵を念頭におき、シベリア出兵に備えた日中間の合意に基づく陸軍の北満派遣という形式を求めたことになる⁽⁴⁴⁾。確かにこの時期、田中にも「独壇勢力の東漸」が迫つてゐるとの認識があつた。日本は、ドイツが休戦期間終了と同時にロシアに向かつて軍事行動を開始し、まもなく独ソ間に講和が成立すると予測し、駐露大使の引揚げを決定していた。このため、田中は坂西に対して、「かくて西伯利亞一帯にある独壇辱はすべて敵となるわけで、日支自衛の計画いよいよ急を要し、日支軍事協定はこの際一刻も猶予し難い情況な

ることを（中国側に）勧告されたい」（括弧内、筆者注）と訓電したほどであった。⁽⁴⁵⁾ シベリア情勢に対するこうした判断から、いかなる形であれ中国と軍事協定を締結し、これによつて軍事的影響力を確保するための橋頭堡をとにかく築くことに軍事協定締結の意義が変化していたといえる。

しかし、田中はそもそもロシア革命後の極東の情勢不安を日中間の軍事協定締結の好機と見て、大綱腹案第三項の兵器同盟の締結を目指したのであり、そのためには協定に継続性をもたせることが重要であつたはずである。さらにいえば、田中は章公使に対して軍事行動が終了した場合には速やかに撤兵するといつただけで、そのことが日本中の軍事協定の破棄をも同時に了解したとは思えない。実際、この交渉と並行して大量の武器援助がすでに行なわれていることを想起すれば、大戦以降の軍事協定継続の可能性と平時の編成装備・作戦計画立案への干与の糸口を排除したことは、兵器同盟の意図が雲散霧消したこと意味する。

一方、中国側は、第八条と第九条の削除に関してどのような意図をもつっていたのか。中国側の意向を質した際に、斬は「協約ノ実施ニハ勿論軍隊ノ編成訓練ヲ要ス而シテ此事ハ日本ノ援ヲ藉ラザルヘカラズ以テ此趣旨ハ協約案ニハ充分伏在シアル積ナリ」と応えている。しかしその一方で、この協約を永久的な協定とすることに關し、個人的にはその実現を希望しているが、「一般支那人ハ此関係ヲ理解セザルヲ以テ今次ノ協約ヲ以テ日支永久提携ノ端緒トナシ常ニ機会ヲ捉ヘテ逐次其歩ヲ進メ大亞細亞主義ノ実行ニ努メタシ」とかわしている。⁽⁴⁶⁾ 暗に「日本の帮助」を期待しつつ、中国世論の反対を口実に中国が不利となるような条約を極力回避しようとしていたことがうかがえる。宇垣は交渉での中国側の対応を日記に記している。それによると、今回の交渉で中国側の体面を重んじたにもかかわらず、「支那人の一部には日本が強圧を以て日支の関係に上下の関係でも律せんと策し居るかの如く推

して居るものがある」ために、「支那は極力其範囲の狭少、期限の短縮に努めて、効果を局限せんとして居る。比較的日本に信頼しつつありと称する段祺瑞を中心とする周囲の形勢にして尚且斯の如し。其他に於ける輩のケチな根性は之を以ても類推し得べく」ような状況であつた。それゆえ、宇垣は、「日本も永く左右関係を以て彼等を未來の難路を跋渉する道連れとして果たして有利なりや、大いに疑問として講究を要す」というように、中国に対し疑心を抱いていた⁽⁴⁷⁾。宇垣は日中の軍事提携を上下関係として律する考え方であつたはずであり、中国側委員に対する宇垣の非難は、中国側が「上下関係」と認識し、「日本が強圧を以て」交渉に臨んでいると解して、反発する中国人の「尊大自負」に向けられたものであろう。

中国側委員をして「其範囲の狭少、期限の短縮、効果の局限」に努めることを後押しし、またそうすることを期待して圧力をかけたのが中国の世論であり、特に在日中国人留学生による反対運動であつた。その動向については、先に記した先行研究で詳しく論じられている。ここでは、留学生の反対運動が日中軍事協定をどのようにとらえていたかを概観する。ある中国人が上海で執筆したとされ、在日中国人留学生間に回読された「一髮危機半条血路生死存亡問題 兵器同盟議 上下」と題する論文は、日中軍事協定の真意が兵器同盟にあることを看破し、次のように記している。「異ナル哉所謂兵器同盟ヤ夫レ兵器ト同盟ト此二字絶エテ相関聯セス之ヲ史例ニ求メ之ヲ事理ニ接ズルモ固ヨリ未ダ曾テ欺ル奇怪事アリ」と断じた。そして、兵器同盟を求める声が今日突如として日本の言論界にも出現していることに対し、中国がこれに応じることは亡国の惨状を呈するものとして危機感を露にしている。そして、日本が親善、同盟、事業の合弁を力説するのは、単に中国の「兵器、行政ノ事ニ干与セントスルノ野心アレハナリ日人ノ中国ヲ併呑セントスルヤ一日ノ故ニアラス今ヤ兵器同盟ナル美名ニ託シ我国併呑ノ実ヲ挙ゲン

ト」する野心であると警戒を呼びかけた。⁽⁴⁸⁾ これに刺激を受けた留学生は、反対集会を度々催し、その都度、警視庁の取り締まりをうけて、多くの者が帰国している。このため、日本政府は、帰国した留学生が協定反対の國論喚起を中国で行なうこと懸念し、北京政府に対し、要人暗殺の計画の恐れがあるとの口実をもつて、帰国留学生を取り締まるよう申し入れた。⁽⁴⁹⁾ 原敬も、この様子を「支那留学生が七百名も歸國せしは甚だ將來の爲に妙ならず、然るに此大舉帰國は日支軍事協約の誤解に出たりと云ふも否ず、警察の取締り餘りに苛酷なるに憤慨せし結果なり」と嘆いている。⁽⁵⁰⁾

先の中国人の論文による日中軍事協定批判は、日本が中国「併呑ノ実ヲ挙ゲント」するためであるという誤解を除けば、原も反対運動の趣旨に異を唱えなかつたように、軍事協定の狙いが兵器同盟に対するものであつたことは確かである。しかし、むしろここで注目すべきことは、この軍事協定の狙いが兵器同盟にあることを日本国内はもちろんのこと、中国社会も正しく認識し、あたかも中国を「併呑」しようとする日本の野心とうけ取つたことである。中国側による対華二一ヶ条要求第五号の四の拒否以降、兵器同盟の締結がいかに日中間の摩擦として存在していたかを物語る証左であろう。兵器同盟に反対する中国の世論にあつて交渉は遅延したが、五月一六日に日中軍事協定が調印され、つづいて、三〇日に北京において軍事協定承認に関する両国政府の公文が交換された。⁽⁵¹⁾

三 日中軍事協定締結後の武器輸出

日中軍事協定は、中国側委員の修正要求によつて兵器同盟としての実体を失つていたが、それでも中国側は世論の反対をうけ協定の締結に躊躇した。これに対して、日本は協定成立まで武器援助と借款を停止し、これを再開す

る条件として、中国軍の武器を日本製にする「兵器統一協定」の締結を新たに持ち出した。田中は、軍事協定調印後にこの交渉を開始するよう五月一八日に斎藤に指示し、交渉の条件として、「支那所要兵器ヲ日本ヨリ供給シ日本ハ兵器原料中所要ノモノヲ支那ニ採ルノ約定ヲ為シ得ハ一層可ナリ」とした。ただし、後段の原料供給の条件は、交渉を不成立にしてまでもあえて主張するものではないと付け加えた⁽⁵³⁾。この「兵器統一協定」が日中軍事協定とは別に成立したか否かは不明であるが、むしろ、一九一八（大正七）年前半は援段政策による西原借款が最終段階に差しかかっており、このことが武器輸出の再開に多分に影響していたと思われる。しかも、日中協定軍事が締結された五月には、大戦終結の機運の高まり、米騒動による寺内内閣への打撃に加え、外務省や国内資本家の反対によつて西原借款による經濟提携構想に行き詰まりをきたして⁽⁵⁴⁾いた。このため、「兵器統一協定」の成立いかんにかかわりなく、武器輸出は、日中軍事協定締結とともに援段政策を強力に推し進める最後の手段として、必然的に再開されるべきものであつた。

一九一七（大正六）年一二月三一日に続き、第二回目の大規模な武器援助が翌年七月三一日に成立した。これは第一回目と同じく、中国陸軍総長と泰平組合との間に交わされた「兵器売込契約」に基づく援助であつた。その内訳は、三八式歩兵銃八万五〇〇〇挺、同実包六七五〇万発、三八式機関銃一九八挺、同実包九九〇万発、六式山砲一六二門、同榴弾一万六二〇〇発、三八式野砲七二門、同榴弾七二〇〇発、三八式野砲六式山砲榴霰弾一二万七〇〇〇発など四五品目、総額二二四二万円にのぼり、第一回目をはるかに上回る規模であつた。

この契約に対する支払いは、第一回目の場合と同じく、最初に約二四二万円が現金で支払われ、残金は北京政府発行の国庫證券を日本の大蔵省が泰平組合を通じて買い入れるという事実上の借款であつた⁽⁵⁵⁾。ただし、国庫證券に

よる支払の交渉は、第二回目の兵器売買契約が成立した以降の九月に行なわれ、中国からの要望により第一回分も含めて残金を国庫證券とすることが決定した。第一回兵器売買契約分と第二回目の代価合計約四一六九万一七五一円の五分引き、三九六〇万七一六四円を支払総額として、現金で支払われた分を除く三五四四万円に対し、年利七%、手数料一%、すなわち一〇〇円を九二円とすることになった。第一回分の発行は、一九一九（大正八）年九月二三日を期限として、四三六万八一一七円分とされた。^{〔56〕}

さらに、この援助とは別に寺内内閣は、中国の大戦参加を名目として日中軍事協定締結後に編成された参戦軍三個師団の維持のため、二〇〇〇万円の参戦借款を内閣總辭職直前の九月二八日に供与した。この参戦軍は日本からの武器援助によつて事实上装備され、坂西ら日本人顧問によつて教導され、段政権の武力統一政策の有力な軍事的手段であつた。^{〔57〕}

おわりに

日中軍事協定そのものは、シベリア出兵を睨んで形式的には、「独奥勢力の東漸」に共同で対処することを目的としたものであつた。しかし、これを推進した田中の真の狙いは、ロシア革命による東部戦線の崩壊を好機と見て、日本製による中国軍の兵器統一と製造原料を中国から確保する兵器同盟の締結にあつた。ところが、この思惑は中国側の抵抗によつて大きく外れ、その期限を大戦終了までとし、武器供与も相互に援助する双務的な協定となつた。それでも、援段政策最後の参戦借款とともに、武器援助による参戦軍三個師団の編成によつて、中国に対する軍事的影響力を確保する橋頭堡を築くことに一応成功したといえる。結局、「帝国中華民国兵器同盟策」以来の

懸案であつた中国との兵器同盟は、中国の抵抗によつてその実体を失うことになつたが、それでも、援段政策による大量の武器輸出の成功と日中軍事協定という外交上の根拠を得たことによつて、将来に向かつてその可能性を残していた。

一方、参謀本部は、武器や資金を提供しても北京政府による武力統一は不可能であり、いづれ南北妥協の調停を策するほかなくなるであろうと見ていた⁽⁵⁸⁾。第一回目の武器援助の際、田中が南方の武力鎮圧用としないことを条件としつつ、あえてこれの確約を取り付けなかつたのは、段による南北統一を期待する反面、それが困難であろうとの情勢判断も働き、中国の将来の動向を十分には予測しえなかつたことによるものと思われる。そして、大戦が終局に向かい一つある中、事態は参謀本部の判断の方向へと向かうことになる。

注

- (1) 「帝国中華民国兵器同盟策」については、拙稿「日本陸軍の武器輸出と対中國政策について—『帝国中華民国兵器同盟策』を中心として—」『戦史研究年報』第五号（防衛研究所、二〇〇二年三月）を参照。
 - (2) 細谷千博『シベリア出兵の史的研究』（有斐閣、一九五五年）、一二七頁、原暉之『シベリア出兵—革命と干涉 1917-1922』（筑摩書房、一九八九年）、二八五—二八七頁および井笠富雄『初期シベリア出兵の研究
- 「新しき救世軍」構想の登場と展開—』（九州大学出版会、二〇〇三年）、五四一五五頁。日中軍事協定に関し、『シベリア出兵の史的研究』ではシベリア出兵に備えた「日華間の合意に基づく日本陸軍の北満派遣という形式に求められた」としており、『シベリア出兵』および『初期シベリア出兵の研究』では、さらに本稿の主旨と同じように、「永続的に中国を日本の軍事的・経済的従属下に置く」（『シベリア出兵』）意図があつたことを指摘している。しかし、そうした意図の目的までは言及されていない。

(3) 泰平組合に参加しなかつた三菱や住友などの商社

(外務省、一九六八年)、四八三頁。

は、「武器商人」になることを嫌い、陸軍の提案を拒否している。なお、三菱は泰平組合が倒産した後、一

九四〇年に「昭和通商」を設立し、武器輸出を行つて

いる。

(4) 戦前に日本陸軍が行なつた武器輸出は、その性格が

外交政策的なものであつても、泰平組合などの民間商社を通じて行い、これを統制する形態を取り続けた。

このため、武器援助であつても、契約主体は陸軍ではなく民間商社であつた。

(5) 第一次世界大戦におけるロシアに対する武器援助に

関しては、芥川哲士「武器輸出の系譜—第一次世界大戦期の武器輸出」『軍事史学』通巻第八八、八九号（原書房、一九八七年三、六月）及び菊池昌典『ロシ

ア革命と日本人』（筑摩書房、一九七三年）を参照。

(6) 白井勝美『日本と中国一大正時代』（原書房、一九七一年）、一一八一一九頁。

(7) 「對華外交政策に關する件」、外務省編『日本外交年

表竝主要文書（上）（原書房、一九六五年）、四三七一四三八頁。

(8) 「傳陸軍次長日本ヨリ速射山砲百二十門其他ノ兵器

購入方申出ノ件」『日本外交文書』大正六年第二冊

(9) 「日本政府ノ中国政府ヘノ兵器供給決定ヲ同政府へ回報ニ關シ訓令ノ件」、同右、四九二一四九三頁。

(10) 「日本ヨリ兵器購入シ度キ旨中国政府ヨリ正式申出アリタルニ付至急取運ビ方稟申ノ件」、同右、四八七一四八八頁。

(11) 「中国政府ニ対スル兵器供給ニ付テハ中國側ヲシテ旧式軍隊ノ整理計画ヲ先づ提出セシムル様取計方訓令ノ件」、同右、四八八一四八九頁。

(12) 「我政府ノ対中国兵器供給決定ノ真意ニ關スル件」、同右、四九三一四九四頁。

(13) 白井勝美「段・汪兩政權に就ての若干の資料」、歴史学研究会編『歴史学研究』No. 220（岩波書店、一九五八年六月）、一二一頁。

(14) 横山前掲書、二二五頁。

(15) 多賀少将筆記「江蘇省ニ在ル重要人物ト会談ノ要領」大正六年九月一五日、「田中義一関係文書」目録番号三一（山口県文書館所蔵）。

(16) 同右。

(17) 高倉徹一編『田中義一伝記』上巻、（田中義一伝記刊行会、一九五八年）、六七四頁。

(18) アメリカの妨害に関しては、「兵器供給、鳳凰山問

題ニ関スル陸軍次長徐樹錚談話報告ノ件」『日本外交文書』大正六年第二冊、五〇七一五〇八頁、売買契約の遅延に關しては、「中國政變ノ為泰平公司陸軍部間ノ兵器売買契約調印遲延ノ件」、同右、五〇八頁、段の參戰事務督弁就任については、「段祺瑞日本兵器購入關係事項弁理引及參戰督弁就任承諾等ノ情報報告ノ件」、同右、五〇九一五一〇頁、兵器供給契約については、「中國陸軍總長ト泰平公司間ノ兵器購入契約済ノ件」、同右、五一三一五一五頁。

(19) 白井「段・汪兩政權に就ての若干の資料」、一一一頁。

(20) 「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、參謀本部編『西伯利出兵史 第一卷』付錄第五（防衛研究所図書館所蔵）四九頁および『田中義一伝記』上巻、七一三頁。

(21) 『西伯利出兵史 第一卷』、一〇一三頁。

(22) 「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、四九一五一頁および『田中義一伝記』上巻、七一四一七一七頁。なお、田中の大綱腹案第一項について、『田中義一伝記』では「露独勢力の東漸」となっている。

(23) 『西伯利出兵史 第一卷』、八四一八五頁。參謀本部が中國に期待した協同作戦とは、主にドイツが大挙して極東に押し寄せた場合、ザバイカル州で迎え撃つ必

要があり、このために長大となる補給線の確保に中国軍の協力を必要としたと解することができる。（「極東露領ニ對スル出兵計畫」〈同、付録〉四〇一四一、四八頁）。

(24) 宇垣一成『宇垣一成日記I』（みすず書房、一九六八年）、一六〇頁。

(25) 日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』（山川出版社、一九九一年）七四六一七四七頁。

(26) 多賀「江蘇省ニ在ル重要人物ト会談ノ要領」。

(27) 長嶺秀雄「一九一八年締結の日華共同防敵軍事協定について」『軍事史学』通巻四三号（並木書房、一九七五年一一月）三頁。

(28) 『宇垣一成日記I』、一六八頁。

(29) 同右。

(30) 先行研究としては、白井『日本と中国一大正時代』、長嶺「一九一八年締結の日華共同防敵軍事協定について」、関寛治「一九一九年日中軍事協定の締結」「現代東アジア国際環境の誕生」（福村出版、一九六六年）、山根幸夫・藤倉文子「日華軍事秘密協定と日・中の世論」『東京女子大学紀要「論集」』第三八巻一号（一九八七年）、James William Morley, *The Japanese Thrust into Siberia, 1918*, New York: Columbia

University Press, 1957. などがある。

- (31) 『田中義一伝記』上巻、七一七一七一八頁。
- (32) 中国側は、大戦後も日本軍が駐留し続けることを危惧して、日本側が「日支陸軍軍事協約案」を提示する以前の一月二六日に、在日中華民国公使章宋祥は田中に對して、軍事協定締結に先立つて両国軍隊の行動区域を決定し、中国国内を中国軍の行動区域とし、日本軍は中国国境外において行動するよう申し入れている。「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、五一一五二二頁)。
- (33) 同右。
- (34) 『田中義一伝記』上巻、七一五一七一六頁。
- (35) 同右、七一六一七一七頁。
- (36) 「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、五四頁。
- (37) 同右、五八一六〇頁。
- (38) 同右、六〇頁。
- (39) 「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」五四一五五頁。なお、統帥とは、「軍を統率し指揮運用すること」であり（防衛研修所戦史部『戦史叢書 陸海軍年表』〈朝雲新聞社、一九八〇年〉、三七二頁）。ここでは「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」に記された協約案のうち、第二条の各項（作戦担任）および第三条
- (40) 「日中陸軍共同防敵協定ノ有効期間等ニ関シ劉崇傑内話ノ件」『日本外交文書』大正七年第二冊上巻（一九六九年）、三〇三一三〇四頁。協約案第八条は、「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、六一頁。
- (41) 「日中陸軍共同防敵協定条件ノ我修正案ヲ斬雲鵬二提出ノ件」『日本外交文書』大正七年第二冊上巻、三〇七一三〇九頁。
- (42) 「日中陸軍共同防敵協定条件ノ我修正案中国国务院会議ヲ通過シタル件」、同右、三〇九一三一二頁。
- (43) 「日中陸軍共同防敵協定条件ノ我修正案ヲ斬雲鵬二提出ノ件」、三〇九頁。
- (44) 細谷前掲書、一二七頁。
- (45) 『田中義一伝記』上巻、七二一頁。
- (46) 「軍隊ノ編成訓練ノ問題並共同防敵軍事協定ノ有効期間ニ関シ斬雲鵬内話ノ件」『日本外交文書』大正七年第二冊上巻、三一三頁。
- (47) 『宇垣一成日記I』、一六四、一六七頁。

（補給・輸送担任）を指している。削除した理由について、中国側が協約案を國務院の討議に附すことと予期して、作戦計画に屬する統帥事項は別に協定するこどが有利であると判断したことによる。（「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、五五頁）。

(48) 「中国人留学生間ニ配布ノ秘密出版物ニ関スル件」

『日本外交文書』大正七年第二冊上巻、三三七頁。

(49) 「軍事協定反対ノ國論喚起ノ為在日留学生続々帰国ニ付右取締方中国政府ニ申入アリタキ件」、同右、三

三八一三三九頁。

(50) 『原敬日記』第七巻（乾元社、一九五一年）、大正七年五月二七日、四〇七頁。

(51) 「日中陸軍共同防敵軍事協定調印済通報ノ件」『日本外交文書』大正七年第二冊上巻、三五四頁。

(52) 「日支陸軍共同防敵軍事協定締結顛末」、五七頁。

(53) 「兵器統一協定ハ日中軍事協約承認済後ニ於テ提議アリタキ件」『日本外交文書』大正七年第二冊上巻、三五五頁。

(54) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』（東京大学出版会、一九七八年）、二二七一二二八頁。

(55) 白井「段・汪兩政權に就ての若干の資料」。

(56) 「軍器購入代価支払ニ関スル財政總長ヨリノ公文写送付ノ件」および「軍器購入代価支払ノ為、國庫証券發行ニ關スル中國外交總長ヨリノ來翰及回答往翰写送付ノ件」『日本外交文書』大正七年第二冊上巻、四一四一七頁。

(57) 白井「段・汪兩政權に就ての若干の資料」、二二一

(58) 同右『日本と中国一大正時代』、一三六頁。
一一三頁および同『日本と中国一大正時代』、一三五、一四四頁。